（厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正）

第四十条　厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第二項中「以下同じ。）」の下に「、年金事務所（日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十九条の年金事務所をいう。以下同じ。）」を加え、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「（法第三十八条第一項の規定により準用する徴収法第二十一条の二第一項の承認を受けて一般拠出金の納付を金融機関に委託して行う場合に提出するものを除く。次号において同じ。）」を削り、「係るもの」の下に「（第一号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　一般拠出金申告書（法第三十八条第一項の規定により準用する徴収法第二十一条の二第一項の承認を受けて一般拠出金の納付を金融機関に委託して行う場合に提出するものを除く。次号及び第三号において同じ。）であって、第一条第二項第一号の事業（事業の期間が予定される事業（以下「有期事業」という。）以外の事業（労働保険事務組合に一般拠出金事務の処理が委託されているものを除く。）に限る。）についての一般拠出金に係るもの（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険の適用事業所（以下「社会保険適用事業所」という。）の事業主が法第三十八条第一項の規定により読み替えて準用する徴収法第十九条第一項の規定により六月一日から四十日以内に提出するものに限る。）　日本銀行、年金事務所又は労働基準監督署

第二条の六中「第七十一条の」を「第七十一条及び第七十五条第二項の」に改め、「、「有期事業」とあるのは「事業の期間が予定される事業」と」を削り、「「石綿則様式第四号」と」の下に「、徴収則第七十五条第二項中「第四条第二項、第五条第二項又は」とあるのは「石綿則第二条の六の規定により読み替えて準用する」と」を加える。

（厚生労働省関係競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行規則の一部改正）

第四十一条　厚生労働省関係競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第百四十号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し及び同条第一項各号列記以外の部分中「社会保険庁長官」を「日本年金機構」に改め、同項第三号中「第百二条第三項」を「第百二条第四項」に改め、「社会保険庁長官が」を削る。

（国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第四十二条　国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「第三条の規定による改正後の船員保険法施行規則（以下「新船員保険法施行規則」という。）第八十二条ノ三及び第八十二条ノ三ノ二」を「新厚生年金保険法施行規則第三十五条及び第三十五条の二」に改め、同条第二項及び第三項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

附則第六条第一項中「新船員保険法施行規則第七十三条から第七十三条ノ三まで」を「新厚生年金保険法施行規則第五十一条、第五十一条の二及び第五十一条の四」に改め、同条第二項及び第三項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

附則第七条中「新船員保険法施行規則第八十二条ノ三から第八十二条ノ三ノ四」を「新厚生年金保険法施行規則第三十五条の三、第六十八条から第六十八条の三」に改める。

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

第四十三条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同項第二号中「国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第一条」を「国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条」に改め、同条第二項中「（昭和三十四年法律第百四十一号）」を削り、「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第三項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第三条を削り、第四条中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第四条　第一条第一項及び第二項の規定による厚生労働大臣の書類の受理の権限に係る事務は、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

（機構への事務の委託）

第五条　厚生労働大臣は、機構に、第三条に掲げる通知に係る事務（当該通知を除く。）を行わせるものとする。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第四十四条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第百五条及び附則第十八条中「第百三十七条第七項」を「第百三十七条第六項」に改める。

（国民健康保険法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四十五条　国民健康保険法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第百三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条中「第百三十七条第七項」を「第百三十七条第六項」に改める。

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

第四十六条　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）第四条第一項又は第二項に定める地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長」を「日本年金機構（以下「機構」という。）」に改める。

第五条（見出しを含む。）及び第六条第三号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第十九条中「国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第一条」を「国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条」に改める。

第十九条の二を第十九条の十六とし、第十九条の次に次の十四条を加える。

（法第十六条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める権限）

第十九条の二　法第十六条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。

一　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第三十二条第一項の規定の例による告知

二　国税徴収法第三十二条第二項の規定の例による督促

三　国税徴収法第百三十八条の規定の例による納入の告知（納入告知書の発送又は交付に係る権限を除く。）

四　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条の規定の例による延長

五　国税通則法第三十六条第一項の規定の例による納入の告知（納入告知書の発送又は交付に係る権限を除く。）